

【消費税の価格転嫁対策について】

いつも弊社ニュースレターをご覧いただき、誠にありがとうございます。
資産税チームの高橋貴輝です。

さて、最近消費税増税に関するニュースが話題になることも多いですが、消費税が増税された場合、適正に価格転嫁が出来るよう、さまざまな措置が取られています。

今回は、その中でも広告や値札などの表示の際、注意すべき点についてご説明させていただきます。



Q1. 消費税還元セール禁止とは？

いわゆる「消費税還元セール」が禁止されるという話は、皆様ご存知でしょうか？

たとえば、大手の小売業者などがこのようなセールを実施し、消費税を適正に価格転嫁しない場合には、そのしわ寄せは最終的に、納入業者（特に中小企業）にくることになってしまいます。

このようなことを防止するための、価格転嫁対策の一つが、この「消費税還元セールの禁止」です。

とは言っても、増税後、通常の値引きセールまで禁止するわけではなく、あくまで「消費税還元セールなどと銘打った」ものが禁止されることとなります。

そこで今回は、増税後（2014年4月1日以後）HPやチラシ等の広告に記載する表示について、禁止される例と、禁止されない例をご紹介します。と思います。

禁止される表示 【 消費税の増税と値引きセールが客観的に明らかなもの 】	禁止されない表示 【 たまたま値引き額と消費税率の引き上げ幅が一致するだけのもの 】
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費税還元セール ◆ 消費税は、当社が負担します ◆ 消費税増税分、値引きします ◆ 増税分3%値下げ ◆ 消費税相当分ポイント付与 ◆ 増税分キャッシュバック 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3%還元セール ◆ 3%値引き ◆ 3%ポイント付与 ◆ 3%キャッシュバック

Q2. 総額表示義務はどうなるの？

総額表示義務とは、値札などに商品の値段を記載する際、必ず税込の価格を表示しなければならないという義務のことですが、これを消費税増税後も続けた場合、消費税が増税されただけなのに、値上げをしたような印象を与え、適正な価格転嫁が出来なくなることも考えられます。

そこで、時限的な措置として、**2013年10月1日（もう始まっています）～2014年3月31日**までの間は、税込み価格で表示しなくてもよいものとされます。

ただし、その場合は、その金額が税抜き金額であるということを明確に表示することが求められます。ここでは、その表示方法の具体例をご紹介します。と思います。

（いい例）

9,800円（税抜き）

9,800円＋消費税

9,800円（税込10,584円）

（悪い例）

9,800円（税込10,584円）

※ 税込み価格が極端に小さい

9,800円（税込10,584円）

※ 背景と同系色で不明確

以上となります。これらはあくまで一例にすぎませんので、個別の事例については弊社担当者までご連絡ください。
（資産税チーム／高橋貴輝）